

令和7年度 後期高齢者医療制度保険料のお知らせ

令和7年度の後期高齢者医療制度保険料率は、令和6年度と同じ保険料率です。(保険料率は徳島県内一律です)

保険料 =

【所得割額】
被保険者が所得に応じて負担します。
(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円)
× 所得割率10.55%

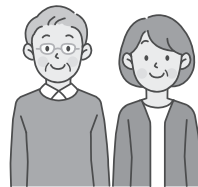
+

【均等割額】
被保険者が等しく負担します。
56,311円

※保険料(年額)の上限は80万円です。

後期高齢者医療保険料軽減制度

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、「均等割額」が軽減されます。
5割軽減と2割軽減の軽減基準が下記のとおり改正されました。



現行軽減判定基準		令和7年度軽減判定基準	
軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計
7割	43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合	7割 (改正なし)	43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合
5割	43万円+(29.5万円×被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合	5割	43万円+(30.5万円 ×被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合
2割	43万円+(54.5万円×被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合	2割	43万円+(56万円 ×被保険者数)+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下の場合

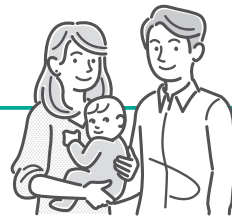
問 市税務課 諸税担当(市役所1階) ☎ 32・3845 / FAX 33・3401
✉ shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

就職や退職、結婚などによる国民年金種別変更は届出が必要です

届出をしなかったために将来の年金額などに影響が出る場合があります。必要な手続きはお早めに!

種別が変わるときは届出が必要です

現種別	種別の変わる事由	届出先
第1号	就職して厚生年金に加入した	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
	配偶者が就職して、被扶養配偶者になった	
第2号	転職して自営業になった(被扶養配偶者も第1号被保険者になります。)	市役所 (保険年金課)
	会社を退職して、自営業者の配偶者になった	配偶者の勤務先
	会社を退職して、会社員の被扶養配偶者になった	
第3号	配偶者が会社を退職した	市役所 (保険年金課)
	会社員の配偶者と離婚した	
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	
	配偶者が亡くなった	勤務先
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	配偶者の勤務先



国民年金の加入者は3種別に分けられます

- **第1号被保険者**
自営業、学生など(第2号・第3号被保険者以外の方)
- **第2号被保険者**
会社員や公務員などの厚生年金保険加入者
- **第3号被保険者**
第2号被保険者に扶養されている配偶者

問 市保険年金課 年金担当(市役所1階③番窓口) ☎ 32・4120 / FAX 35・0173
✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp